

1 大阪市手話に関する施策の推進方針について

- 手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年1月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定
- この条例を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及など手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定
- 条例附則第2項の規定に基づき、3年ごとに推進方針を見直し（前回：令和3年10月）

【推進方針の内容】

手話への理解の促進及び手話の普及に関し、本市の手話に関する施策の基本的な考え方、施策の推進方針及び推進体制を定める

項 目	概 要
手話への理解の促進及び手話の普及	手話が言語であることに関する市民や事業者への普及啓発の取組について記載
手話による情報取得	日常生活を送るうえで必要な情報を円滑に取得できる環境整備について記載
手話による意思疎通の支援	手話によるコミュニケーションを図るための体制整備について記載
手話を必要とする人への相談支援	生活全般に関する様々な困りごとへの相談支援の取組について記載

2 今回の改訂

学識経験者・関係機関・当事者等が参画する検討会議において意見を聴取

第1回検討会議（令和6年7月5日）

- ・ 各所属における手話に関する取組状況を説明
- ・ 推進方針改訂案に対する意見を聴取

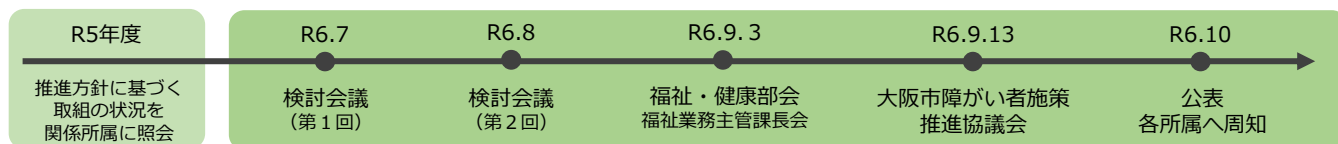
第2回検討会議（令和6年8月：書面開催）

- ・ 第1回検討会議での意見を踏まえた推進方針改訂案に対する意見を聴取

推進方針 改訂版
（令和6年10月）
を作成

＊改訂版の概要は
裏面を参照

【改訂のスケジュール】



【参考】各所属における手話に関する主な取組

- 手話への理解の促進及び手話の普及
 - ・ あいサポート研修での手話講座の実施（福祉局）
 - ・ YouTubeに「手話紹介動画」を公開（阿倍野区）
 - ・ 小中学校での手話講習会の実施（中央区）
- 手話による情報取得
 - ・ 市長会見に手話通訳者を配置（政策企画室）
 - ・ 窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区、平野区）
 - ・ 区役所等でのタブレット端末を用いた遠隔手話通訳の実施（全区・福祉局等）
 - ・ 職員に対する手話研修等の実施（総務局・福祉局・此花区・旭区）
- 手話による意思疎通の支援
 - ・ 夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
- 手話を必要とする人への相談支援
 - ・ 手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）



1 推進方針の概要

- ・ 別紙のとおり

2 主な改訂の内容

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受け、一層の支援や環境整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

項 目	改 訂 内 容
様々な媒体を活用した啓発	・ 障害者差別解消法改正を踏まえ民間事業者への合理的配慮の提供における手話の大切さを明記 ・ 媒体の事例としてX（旧Twitter）などのSNSを追記
イベント等を通じた啓発	・ 令和4年度から実施している 9月23日の「手話言語国際デー」における市役所本庁舎等でのブルーライトアップの取組を追記 ・ 東京2025デフリンピック、大阪・関西万博等の機会を活用した手話の啓発に取り組むことを追記
子どもの頃から手話に親しむ機会の創出	・ 子どもの頃から手話に触れる機会の創出、学校間での取組の情報共有を追記

2 手話による情報取得

項 目	改 訂 内 容
区役所等における窓口対応	・ タブレット端末による遠隔手話通訳の利用促進等、市民窓口を利用しやすい環境づくりに取り組むことを追記
災害時における情報提供	・ 災害時におけるろう者の適切な避難行動につなげるよう、福祉・防災部局が連携して取り組むことを追記
手話を使用することができる職員の増員	・ 教員対象の手話講座や聴覚障がいに関する研修の開催などを追記
公共施設等に対する啓発	・ 手話の出前講座の対象を医療機関に加え、介護事業者等へ拡大することを追記

3 手話による意思疎通の支援

項 目	改 訂 内 容
手話通訳者派遣事業の充実	・ 手話通訳者派遣事業についての広報周知を追記
手話通訳者等の養成・確保	・ 手話奉仕員養成講座の幅広い年代への周知及び受講者の増加に向けて取り組むことを追記

4 手話を必要とする人への相談支援

項 目	改 訂 内 容
聴覚障がい児及びその保護者等への支援	・ 聴覚障がい児とその家族が共に手話を学ぶことを支援する体制整備について記載

大阪市手話に関する施策の推進方針〔第3版〕（概要）

I 基本的な考え方

- ・大阪市こころを結ぶ手話言語条例は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざしている
- ・手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- ・大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、連携して施策を推進

II 施策の推進方針

- ・大阪市では、条例をもとに様々な手話に関する取組を行っているが、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、ろう者の情報の取得・利用や意思疎通について、一層の支援や環境の整備を進める

1 手話への理解の促進及び手話の普及

【現状と課題】

- ◇ 手話に関するリーフレットの作成や市ホームページなどを通じた啓発を実施
- ◇ 令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法を踏まえ、ろう者のコミュニケーション手段としての手話の重要性を事業者に知っていただく必要がある
- ◇ 大阪・関西万博や東京2025デフリンピック開催などの機会も活用し、ろう者やデフスポーツについて周知する必要がある

【施策の方向性】

市民や事業者など多くの人が手話への理解を深められるような情報を積極的に発信するとともに、身近に手話に触れ、気軽に楽しく学べる機会の創出と普及に取り組む

【具体的な取組】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 様々な媒体を活用した啓発 | ② イベント等を通じた啓発 |
| ③ 気軽に参加できる手話講習会の実施 | ④ 子どもの頃から手話に親しむ機会の創出 |

2 手話による情報取得

【現状と課題】

- ◇ タブレット端末による遠隔手話通訳や、各種行事等における手話通訳者の配置を実施
- ◇ 日常生活や社会生活における基本的かつ重要な情報等に対して、手話でアクセスできる環境を整備していくことが重要

【施策の方向性】

大阪市の情報発信や市民窓口における手話対応の取組を進めるとともに、民間の事業者や公共サービス機関においても、日常生活等で重要な情報に手話でアクセスできる環境整備に取り組む

【具体的な取組】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 区役所等における窓口対応 | ② 市主催行事等での手話対応等 |
| ③ 災害時における情報提供 | ④ ICTを活用した環境の整備 |
| ⑤ 手話を使用することができる職員の増員 | ⑥ 公共施設等に対する啓発 |

3 手話による意思疎通の支援

【現状と課題】

- ◇ 手話奉仕員や手話通訳者の養成事業及び手話通訳者派遣事業を実施
- ◇ 登録手話通訳者の高齢化等に伴って登録手話通訳者数が年々減少し、登録要件を市内から府内に拡大することにより現状を維持しており、人材の確保に取り組む必要がある
- ◇ 必要なときに十分なコミュニケーションを行える環境が必要であり、的確な支援を実施できる体制を整備することが重要

【施策の方向性】

登録手話通訳者の増加に取り組むとともに、病気や事故などの緊急時も含めた様々な場面において、ろう者が安心してコミュニケーションを図ることができる体制整備に取り組む

【具体的な取組】

- ① 手話通訳者派遣事業の充実 ② 緊急時の対応の検討 ③ 手話通訳者等の養成・確保

4 手話を必要とする人への相談支援

【現状と課題】

- ◇ 聴覚言語障がい者生活相談事業を実施し、手話通訳士の資格を有する生活相談員によるろう者の日常生活及び社会生活の支援を実施
- ◇ 生活の中で困りごとが生じたときに、気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要

【施策の方向性】

関係機関と連携して、日常生活の様々な場面において、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを取ることができ、適切な相談支援が提供されるよう取り組む

【具体的な取組】

- ① 聴覚言語障がい者生活相談事業の充実 ② 様々な分野の相談支援機関との連携
- ③ 聴覚障がい児及びその保護者等への支援

Ⅲ 施策の推進体制

- ・施策の推進にあたっては、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進めるとともに、大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）においてそれぞれの取組について情報共有を行い、取組の全体化を図ることにより、手話に関する取組が大阪市の施策全体に広がるよう取り組む
- ・推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者で構成する「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定・改訂しており、今後も定期的に意見を聴きながら見直しを行う